内閣衆質二○一第一五七号

令和二年四月十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出新型コロナウイルスに関するインフォデミックの現状に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出新型コロナウイルスに関するインフォデミックの現状に関する質問に対す

る答弁書

一、二及び五について

を中心に広がった」 しも明らかではなく、お答えすることは困難である。また、 お尋ねの「インフォデミック」及び「こうしたコミュニケーション」の具体的に意味するところが必ず 理由については、 様々な要因が考えられることから、 御指摘のような「臆測」が 一概にお答えすることは困難 「インターネット

ある。

変更。 おり、 に、 基本的対処方針」 いずれにせよ、 冷静な対応をお願いする。」、 以 下 新型コロナウイルス感染症に関連する情報の発信については、 かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、 「基本的対処方針」という。)において、 (令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、 新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、 「広報担当官を中心に、 「政府は、 官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の 以下のような、 行動変容に資する啓発を進めるととも 「新型コロナウイルス感染症対策の 正確な情報の提供が重要と考えて 国民に対する正確で分か 令和二年四月十一日

行う。」等とされており、 関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワ キングサービス (SNS) これらを踏まえて適切に行っていくこととしている。 等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を

三について

尋ねの 層 る中で、 お尋ね の強化を図る」こととされており、 「結果の公表」については、 必要な検査ができるよう、 \mathcal{O} 「検査の拡充」については、 御指摘の 地方衛生研究所や民間 引き続き検査体制の強化に向けて取り組んでまいりたい。 基本的対処方針において、 「PCR検査」 の検査機関等の関係機関における検査体 が実施された人数及び 「厚生労働省は、 「PCR検査」 感染が急速に拡大す の結果、 また、 制 *(*) お

Ļ 相談の上、 L 重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、 お 尋 電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、 ね \mathcal{O} 重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、 「症状の軽重に応じた医療体制 の構築」については、 入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養と 基本的対処方針において、 医師が必要とした場合には電 厚生労働 「患者が 2増加 省に

陽性が確認された者の人数について、

厚生労働省ホームページにおいて公表しているところである。

専門医 話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること」等とされており、これらを踏まえて、 の医療に重点を置く医療提供体制を早急に整備するため、 しては、 看護師等の確保、 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和二年四月七日閣議決定)において、 ガウン等の医療資材の確保も含め、 「病床の確保や医療機器の整備、 ヒト・モノ両面からの抜本的強化を図る」 呼吸器疾患の 重症者 政府と

また、 お尋ねの 「正しい情報の発信」については、一、二及び五についてで述べたとおり、 適切に取り

四について

組むこととしている。

こととしている。

能な限り図りながら、 抱くこと等がないよう、 供 明らかではないが、 がが お 尋 重要と考えており、 ね \mathcal{O} 「流通状況データを、 いずれにせよ、 国民への情報の発信に努めてまいりたい。 政府としては、 御指摘のような 客観的に可視化し、 新型 引き続き、 コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、 「日用品等の入手が困難になるのではないかとの疑念」 関係機関が連携して情報の内容と提供手段の充実を可 情報発信する仕組み」 の意味するところが必ずしも 正確, な情報 を国 民 \mathcal{O} 提 が

六について

総務省が平成三十年十月から令和二年二月までに開催した「プラットフォームサービスに関する研究会」

の最終報告書において、「ファクトチェックの活性化のための環境整備を推進していくことが適当であ

る。」、「偽情報の拡散を防ぐためには、利用者が情報を適切に読み取るためのICTリテラシーを身につ

けることが必要である。」等が提言されている。政府としては、今後、これらの提言を踏まえた取組を進め

てまいりたい。